

阿南工業高等専門学校リサーチユニット規則

(令和3年10月13日)

(規則第25号)

(趣旨)

第1条 この規則は阿南工業高等専門学校教員組織規則(昭和53年10月1日規則第5号)の規定に基づき、阿南工業高等専門学校(以下「本校」という。)にリサーチユニットを設置するため、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 リサーチユニットは、本校の教育研究高度化のため、具体的なミッションに基づき、機動的な研究グループとして、期間を限定した上で設置する。リサーチユニット長の強力なリーダーシップの下、社会からの要請に応える研究や将来を嘱望される萌芽的な研究を推進し、本校の教育研究高度化の目標達成に資することを目的とする。

(リサーチユニット長)

第3条 リサーチユニット長は、本校の教員の中から、校長が指名する。

2 リサーチユニット長はリサーチユニットの研究活動を支援する。

(リサーチユニット推進コミッティ)

第4条 リサーチユニットの活動支援のためリサーチユニット推進コミッティを置く。

2 リサーチユニット推進コミッティは副校長(総務)、地域連携・テクノセンター長、専攻科長、リサーチユニット長を構成員とする。

3 リサーチユニット推進コミッティはリサーチユニットに助言や指導等を行う。

(申請要件)

第5条 リサーチユニットの設置を申請するにあたっては、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 明確な目的と指標として、年に1回以上学術論文誌へ論文投稿し、アクセプトされるとともに、科学研究費補助金等外部予算を獲得すること。

(2) 前号の達成に向け、リサーチユニットを強力に牽引できるユニット教員を定めていること。

(3) リサーチユニットの構成員に外部メンター及び専攻科生を入れること。

(4) 原則として、外部資金の獲得によりリサーチユニットの運営を行うこと。

(5) ユニット教員及び中核となる教員が、本校に所属している、又は所属することができること。

(申請)

第6条 リサーチユニットは、リサーチユニットへの参画を希望する教員(以下「申請教員」という。)からのリサーチユニット申請書(様式1)に基づき、申請するものとする。

2 当該リサーチユニットを主宰するユニットリーダーは、リサーチユニットの設置を希望する場合、研究資源(人事、経費、設備及びスペースをいう。以下同じ。)等の支援方策その他の設置に関し必要な事項について、リサーチユニット推進コミッティと協議するとともに、当該リサーチユニットの研究分野に関係する部署の長と事前調整を行うこと。

- 3 前項の申請を受けたリサーチユニット長は、当該申請について、運営委員会の議を経て設置を決定するものとする。

(定期報告)

第7条 ユニットリーダーは、各年度終了後30日以内に、リサーチユニット研究成果報告書(様式2)により前年度の活動状況を外部メンターに報告しなければならない。

- 2 ユニットリーダーは、前項の報告書に係る外部メンター報告書(様式3)に基づき外部メンターの評価を受けなければならない。

- 3 ユニットリーダーは前2項に係る報告書を取りまとめたうえ、リサーチユニット長に報告しなければならない。

(設置期間満了時のリサーチユニットの取扱い)

第8条 リサーチユニットの設置期間は、原則として2年とし、更新することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合は、リサーチユニットの設置期間を更新することができる。この場合において、ユニットリーダーは設置期間満了の6ヶ月前までに、リサーチユニット長へ更新の申請を行うものとし、更新の決定に係る手続きについては、設置の例による。

(設置期間満了までの手続き)

第9条 ユニットリーダーは、設置期間満了の6ヶ月前までに、終了予定報告書(様式4)をリサーチユニット長へ提出しなければならない。

(研究推進予算)

第10条 設置が認められたリサーチユニットに研究推進予算を配分する。

- 2 前項の研究推進予算の配分についてはリサーチユニット推進コミッティで審議のうえ、運営委員会の議を経て決定する。

(リサーチユニットの廃止)

第11条 校長は、設置期間満了前であっても、ユニットリーダーから廃止の申出を受けた場合、リサーチユニットを廃止することができる。

(庶務)

第12条 リサーチユニットの設置等に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、リサーチユニットの設置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月13日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年12月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

リサーチユニット申請書

年 月 日

ユニットリーダー	所 属	職 名	氏 名
ユニット教員 (構 成 員 全 て)	所 属	職 名	氏 名
外部メンター (構 成 員 全 て)	所 属	職 名	氏 名

取 り 組 み 内 容	題目（研究テーマ）：
	
	概要：
	
	
研 究 期 間	
年 月 日 ～ 年 月 日	
成 果 発 表 目 標 (学協会名、論文誌名、発表の計画)	
	
	
外 部 資 金 へ の 申 請 ・ 採 択 状 況	
	

提出先：阿南工業高等専門学校
総務課リサーチユニット制度担当係

リサーチユニット・研究成果報告書

外部メンター 殿

年 月 日

ユニット教員	所 属	職 名	氏 名
外 部 メ ン タ ー	所 属	職 名	氏 名
メンタリング回数・ 取 り 組 み 期 間			

題目（研究テーマ）

外部メンターからの連絡事項（ご希望等）

研究内容・進捗状況・成果発表

※所要事項が網羅されていれば、この用紙を使わずにワープロ等で作成してもよい。
提出先：阿南工業高等専門学校 リサーチユニット長（電子メール可）

外部メンター報告書

年 月 日

外 部 メ ン タ ー	所 属	職 名	氏 名
ユ ニ ッ ト 教 員	所 属	職 名	氏 名
題 目 (研 究 テ ー マ)			
評 定 月 日	年 月 日		
評 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
取 り 組 み 状 況	研究の意欲、研鑽努力、計画性		
			
			
			
			
			
そ の 他	外部メンターからのアドバイス等		
			
			
			
			
			

送付先：〒774-0017 徳島県阿南市見能林町青木 265
 阿南工業高等専門学校 リサーチユニット長 *電子メールに PDF ファイルで添付可

終了予定報告書

リサーチユニット長 殿

ユニットリーダー：

リサーチユニットによる研究が終了しましたので以下のとおり報告します。

研 究 課 題 名	
研 究 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
研究成果の概要 (中止、中断した 場合はその理由)	

送付先：〒774-0017 徳島県阿南市見能林町青木 265

阿南工業高等専門学校 *電子メールに PDF ファイルで添付可